



2018年11月12日

各位

会社名 株式会社 鳥羽洋行
代表者名 取締役社長 鳥羽重良
(JASDAQ・コード7472)
問合せ先 取締役管理本部長 松永健一
(TEL 03-3944-4031)

株主優待の割当基準日変更に関するお知らせ

当社は、2018年11月12日開催の取締役会において、株主優待の割当基準日及び贈呈時期を下記のとおり変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、株主優待制度を導入しており、毎年3月末(決算期末日)現在の株主名簿に記載された1単元(100株)以上保有の株主の皆様を対象としておりますが、決算関連業務の負担軽減のため、翌期(2019年度)より、株主優待の割当基準日を9月末(中間期末日)へ変更し、贈呈の時期も12月上旬の送付に変更させていただきます。

2. 変更の内容

①対象株主

| 現 行 | 変更後 |
|--|--|
| 毎年3月31日(決算期末日)現在の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上保有の株主の方 | 毎年9月30日(中間期末日)現在の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上保有の株主の方 |

②優待の内容

| | 継続保有3年未満 | 継続保有3年以上 |
|----------------|---------------------------|---------------------------|
| 1,000株以上保有 | 当社クオ・カード (3,000円相当)を進呈 | 当社クオ・カード (6,000円相当)を進呈 |
| 100株以上1,000株未満 | 当社クオ・カード (1,000円相当)を進呈 | 当社クオ・カード (2,000円相当)を進呈 |

③贈呈時期

| 現 行 | 変更後 |
|---------|----------|
| 6月下旬に送付 | 12月上旬に送付 |

3. 変更後の開始時期

本変更にあたっては、2019年3月末の株主様には従来通り株主優待を実施させていただき6月下旬の株主総会終了後に発送する事業報告書と同封させていただきます。今回の変更に伴う新たな割当基準日は、2019年9月末(中間決算期末日)を開始日とさせていただきます。

以上